

道志村から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から **14日以内** に、下記の必要なものを添えて新住所地の市区町村で転入手続きをして下さい。
 (正当な理由がなく14日以内に転入の届出をされない場合、過料に処される場合があります。)

【転入手続きに必要なもの】

- 転出証明書 (転入届の特例を受ける方は、住民基本台帳カードまたは個人番号カード)
- マイナンバーカード (通知カードまたは個人番号カード) ※転入される方全員分
- 届出人の印鑑・本人確認書類 (運転免許証 など)

※代理人が届出をする場合、委任状が必要です。事前に転入先市区町村へお問い合わせ下さい。

☑	対象となる制度・サービス	道志村での手続き	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	印鑑登録	★印鑑登録証 (カードまたは手帳) をお返し下さい。 転出 (予定) 日をもって資格がなくなります。	★新たに印鑑登録の手続きをして下さい。 詳しくは新住所地の市区町村でご確認して下さい。
<input type="checkbox"/>	個人番号カード	—	★継続利用の手続きをして下さい。(詳しくは裏面をご覧ください。)
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード	—	★継続利用の手続きをして下さい。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	★国民健康保険証をお返し下さい。 転出 (予定) 日をもって資格がなくなります。	★新たに加入手続きをして下さい。 すでに加入している世帯に転入する場合は、その世帯の保険証を持参して下さい。
<input type="checkbox"/>	介護保険	★要介護認定を受けている方は、受給資格証明書を受け取って下さい。	★受給資格証明書を持参し、新たに要介護認定の手続きをして下さい。
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	★後期高齢者医療被保険者証をお返し下さい。 ★負担区分証明書を受け取って下さい。(県外のみ) 転出 (予定) 日をもって資格がなくなります。	★新たに手続きが必要です。 ★県外転出の方は、負担区分証明書を持参して下さい。
<input type="checkbox"/>	妊産婦一般健康診査	—	★母子手帳を持参し、新たに手続きして下さい。
<input type="checkbox"/>	乳幼児医療	★受給資格者証をお返し下さい。	★新住所地の市区町村でご確認して下さい。
<input type="checkbox"/>	児童手当	★住民健康課 (児童手当担当) で手続きをして下さい。	★新たに請求手続きをして下さい。
<input type="checkbox"/>	小中学校	★教育委員会 (学校教育担当) で手続きをして下さい。	★新住所地の教育委員会へお問い合わせして下さい。
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車 (125cc以下)	★ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書を持参のうえ、廃車手続きをし、廃車証明書を受け取って下さい	★廃車証明書を持参し、新たに手続きをして下さい。
<input type="checkbox"/>	行政情報提供システム	★端末(タブレット)を回収しますので、ふるさと振興課へ必ずご連絡下さい。	—
<input type="checkbox"/>	簡易水道・浄化槽 (村設置)	★産業振興課 (上下水道担当) で使用停止の手続きをして下さい。	★新住所地の市区町村でご確認して下さい。
<input type="checkbox"/>	海外への転出	★事前に転出届をして下さい。 転勤等で1年以上転出の方	★転入には、パスポート・戸籍抄本・戸籍の附票が必要になります。

注意! 転出証明書を紛失してしまったとき・・・再発行いたしますので、必ずご連絡して下さい。

転出証明書の記載内容が変更になったとき・・・そのまま新住所地に提出し、変更内容を申し出のうえ転入手続きを行って下さい。

転出が取消になったとき・・・必ず転出証明書を持参のうえ、速やかに転出取消の手続きを行って下さい。

マイナンバーカードについて、大事なお知らせが本紙裏面にあります。

道志村役場【問い合わせ先 住民健康課 0554-52-2113】





〒402-0209 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1



マイナンバーについて大事なお知らせ



新しい住所地に転入するときや結婚して名字が変わったなどマイナンバーカード（通知カードまたは個人番号カード）の記載事項に変更が発生した場合は、マイナンバーカードを持って、住所地の市区町村役所・役場へ行き変更手続きを行って下さい。
また、マイナンバーカードをなくしてしまった、誤って捨ててしまった方も、住所地の市区町村役所・役場へ行き手続きを行って下さい。

通知カード	個人番号カード
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>おもて</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>うら</p>  </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>おもて</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>うら</p>  </div> </div>
<p><input type="checkbox"/> 転入</p> <ul style="list-style-type: none"> ★転入する方全員分の通知カードをお持ちのうえ、転入手続きを行って下さい。 ★転出先市区町村で通知カードを、紛失または受け取らずに転入届出を行う際は、その旨を転入先窓口でお申し出下さい。 	<p><input type="checkbox"/> 転入</p> <ul style="list-style-type: none"> ★転入する方全員分の個人番号カードをお持ちのうえ、転入・継続利用の手続きを行って下さい。手続きの際、カード交付時に設定していただいた4桁の暗証番号が必要になります。 ★転出先市区町村で、申請した個人番号カードを受け取らずに転入届出を行う際は、再申請が必要になりますのでその旨を転入先窓口でお申し出下さい。
<p><input type="checkbox"/> 記載事項が変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ★通知カードの記載事項が変更になった方は通知カードをお持ちのうえ、記載事項変更手続きを行って下さい。 	<p><input type="checkbox"/> 記載事項が変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ★個人番号カードの記載事項が変更になった方は個人番号カードをお持ちのうえ、記載事項変更手続きを行って下さい。
<p><input type="checkbox"/> 紛失</p> <ul style="list-style-type: none"> ★通知カードを紛失または誤って捨ててしまった方は、再発行の手続きを行って下さい。通知カードの再発行は、有料です。 ★外出先で通知カードを紛失してしまった場合は、警察に遺失届出をした後、受理番号を控え、通知カードの再発行手続きを行って下さい。 	<p><input type="checkbox"/> 紛失</p> <ul style="list-style-type: none"> ★個人番号カードを紛失または誤って捨ててしまった方は、再発行の手続きを行って下さい。個人番号カードの再発行は、有料です。 ★外出先で個人番号カードを紛失してしまった場合は、警察に遺失届出をした後、受理番号を控え、個人番号カードの再発行手続きを行って下さい。

上記以外にマイナンバーカードに関するご不明点等ありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

道志村役場【問い合わせ先 住民健康課 0554-52-2113】

〒402-0209 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1